

上尾市告示第58号

保管自転車を処分するので、上尾市自転車放置防止条例（昭和58年上尾市条例第20号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月4日

上尾市長 畠山 稔

1 処分の根拠

保管自転車の引取りがないため

2 処分対象物件

対象物件自転車9台

3 処分の予定期日

令和8年4月27日

4 処分の方法

鉄くずとして処分（一部再生利用）

## 別紙

## 自転車処分台帳

令和7年度										
整理番号	撤去日	防犯登録番号		車体番号	型	色	錠	空気	メーカー	備考
1	12月4日	25085207-0		A23AL74457	軽快車 (シティサイクル)	黒	その他	有	丸石	
2	12月4日	14	4581461	S0C020744	軽快車 (シティサイクル)	青	その他	有	不明	鍵あり
5	12月4日	23216947-8		A23AB06808	軽快車 (シティサイクル)	黒	その他	有	不明	
6	12月4日	09	9118885	88B5491	軽快車 (シティサイクル)	茶	その他	有	BS	鍵あり
7	12月4日	10	6464901	A16AD64452	軽快車 (シティサイクル)	白	無	有	不明	
9	12月10日	9	9193275	H8B76303	軽快車 (シティサイクル)	銀	その他	有	不明	
10	12月10日	25054953-9		A24AK28226	軽快車 (シティサイクル)	青	その他	有	不明	
12	12月18日	24359648-3		A24AB00756	軽快車 (シティサイクル)	紫	その他	有	丸石	
13	12月18日	22408376-9		ZX22105013	軽快車 (シティサイクル)	黒	鎖ワイヤー	有	不明	